

平成30年第10回東京都北区教育委員会定例会

会議月日	平成30年10月9日(火)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長 清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣	
	委 員 檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子	
	委 員 本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太	
欠席委員			
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	
	子ども未来部長	子ども未来課長	
	子どもの未来応援担当副参事 (放課後子ども総合プラン推進担当副参事)	子育て施策担当課長	
	保育課長	男女いきいき推進課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	58号	東京都北区立学校の位置変更について	承認
2	59号	東京都北区立王子本町保育園等の指定管理者の指定について	承認
3	60号	東京都北区立西ヶ原東保育園の指定管理者の指定について	承認
4	61号	東京都北区立上十条南保育園の指定管理者の指定について	承認
5	62号	東京都北区立浮間さくら草保育園の指定管理者の指定について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
6	73号	平成31年度新1年生の受入れ制限について	了承
7	74号	北区立学校教員勤務実態調査の実施について	了承

平成30年第10回東京都北区教育委員会定例会会議録

平成30年10月9日(火) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、平成30年第10回北区教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1、第58号議案「東京都北区立学校の位置変更について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>それでは、第58号議案、東京都北区立学校の位置変更について、ご説明申し上げます。</p> <p>1枚おめくりいただきまして、説明欄をごらんください。東京都北区立稲付中学校及び東京都北区立田端中学校の位置変更を行うため、本案を提出いたします。両校とも変更時期は平成31年4月1日です。</p> <p>まず稲付中学校です。学校の位置を現在の東京都北区西が丘一丁目12番14号から北区赤羽西六丁目1番4号に変更いたします。稲付中学校は校舎建てかえのため、旧第三岩淵小学校の位置に移転しておりましたが、建てかえの終了に伴いまして、来年の4月から元の北区赤羽西六丁目1番4号に戻るため、学校の位置を変更するものでございます。</p> <p>次に田端中学校です。学校の位置を現在の北区田端六丁目9番1号から北区田端四丁目17番1号の旧滝野川第七小学校の位置に建設中の田端中学校の新校舎に学校の位置を変更するものでございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
清正教育長	<p>説明をありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p>
渡辺委員	教育長
清正教育長	渡辺委員
渡辺委員	<p>質問させていただきます。当たり前のことと言えば当たり前なのですが、まだ建設中の建物でして、4月1日に果たして完成できるのかなというところもありまして、3月中にはもう引っ越しも入ると思いますので。予定どおり進んでいるかどうかというのを確認させていただきたく質問させていただきます。</p>

学校改築施設管理課長	教育長
清正教育長	学校改築施設管理課長
学校改築施設管理課長	<p>両校の工事でございますけれども、田端中学校のほうは8階建てということで、初めての北区としては試みになるのですが、工事のほうは至って順調でございます。もう内装に入っております。稲付中のほうが若干夏場雨等の影響で少し遅れを来しておりましたが、それも現時点では大分取戻している状況で、両校とも1月末にはもう中に入っているように準備が整うのではないかと、このように考えております。またその準備が整い次第、教育委員の皆様にもお声がけをさせていただきたいと思っております。以上でございます。</p>
渡辺委員	ありがとうございます。
清正教育長	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。</p> <p>次に、日程第2、第59号議案「東京都北区立王子本町保育園等の指定管理者の指定について」、日程第3、第60号議案「東京都北区立西ヶ原東保育園の指定管理者の指定について」、日程第4、第61号議案「東京都北区立上十条南保育園の指定管理者の指定について」及び日程第5、第62号議案「東京都北区立浮間さくら草保育園の指定管理者の指定について」を一括して議題に供します。事務局から説明をお願いします。</p>
保育課長	教育長
清正教育長	保育課長
保育課長	<p>それでは、私のほうから日程第2から第5、第59号議案から第62号議案まで一括してご説明申し上げます。</p> <p>いずれもこの議案につきましては、区立保育園の指定管理者の指定に関する議案でございます。4施設ございまして、こちらは第3回北区議会定例会におきまして、指定管理者及び指定管理の期間について議決をいただいたものでございます。教育委員の皆様には8月24日開催の第7回臨時会で意見聴取の際にご説明させていただいておりますが、議会の議決をいただきましたので、本指定につきまして教育委員会のご承認をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>

清正教育長	<p>本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に対し特に反対意見はないようですので、本件につきましては原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
清正教育長	<p>ご異議ないと認め、本件は原案どおり承認することに決定させていただきます。次に報告事項に移ります。日程第6、報告第73号「平成31年度新1年生の受入れ制限について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
学校支援課長	教育長
清正教育長	学校支援課長
学校支援課長	<p>報告第73号について、ご説明をさせていただきます。</p> <p>1枚おめくりください。記書きの1でございます。まず制限する理由です。学区域内の児童生徒数に対しまして、教室数に余裕がない学校については、安全の確保及び良好な教育環境を維持するために、各学校の状況に応じた指定校変更・区域外就学の受付制限を行うものでございます。</p> <p>2、制限校及び制限内容です。(1)は小学校です。括弧内にお示しした学級数は31年度の予定学級数になります。小学校の制限校でございますが、王子小学校ほか6校になります。</p> <p>制限内容について、ご説明いたします。3ページをおめくりいただきまして、指定校変更・区域外就学の許可基準をあわせてごらんください。</p> <p>例えば王子小学校の例を取りますと、指定校変更の場合は既に兄弟が通学している場合は兄弟関係ということで受付ができます。許可基準をごらんいただきますと、基準番号の4の区分になります。事由が家庭環境に該当するという例でございます。また、区域外就学については、全て受付が不可という例でございます。区域外就学につきましては、北区外からの就学の場合でございます。この場合はいずれの区分であっても受付ができません。</p> <p>(2)は中学校でございます。明桜中学校ほか3校でございます。</p> <p>3、申請者が就学可能人数を超えた場合は抽せんを行います。</p> <p>4、周知方法です。就学通知書に同封する指定校変更・区域外就学の案内文、及びホームページにより周知をさせていただきます。</p> <p>なお、指定校変更、区域外就学の許可基準の2、区分・通学の安全の事由中、指定校</p>

への通学が距離・通学上の安全確保等の観点から支障があると認められる場合につきましては、これまで距離の後ろに時間という文言がございました。通学区域の距離が小学校の場合ですと1キロメートル以内に収まっていることや、時間でこれまで許可した例がないことから、今回から削除をさせていただきました。

ご報告につきましては以上でございます。

清正教育長 説明ありがとうございます。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご質疑、ご意見はないようですので、本件に関する報告は終了させていただきます。

次に日程第7、報告第74号「北区立学校教員勤務実態調査の実施について」、事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課長 それでは、報告第74号、北区立学校教員勤務実態調査の実施について、ご報告いたします。

恐れ入りますが、表紙をおめくりいただきまして、資料をごらんください。

1の要旨でございます。「北区立学校における働き方改革推進プラン(仮称)」の策定に当たりまして、北区立学校、幼稚園、こども園を含みます北区立学校教員の勤務実態を把握するため「北区立学校教員勤務実態調査」を実施いたします。

2の調査方法等でございます。(1)実施方法でございますが、調査の期間は平成30年10月15日月曜日から11月18日日曜日までの間に実施をいたします。

調査の対象は小中学校、幼稚園、子ども園の全校園に常時勤務する教員全員でございます。

(2)調査内容につきましては、大きく2種類で構成されております。一つ目がアの教員調査票です。校務運営、勤務実態、部活動及び仕事に対する教員の意識等について質問紙調査で行います。

二つ目はイの業務記録調査票でございます。こちらは月曜日から日曜日までの連続した7日間のうち、平日3日間と土曜日、日曜日をあわせまして合計5日間の業務内容やその時間など調査票を用いて各自が記録するものでございます。この二つの調査票は各校種ごとに管理職用と管理職以外の教員用に分かれてございますが、その概要につきましては、項番3の調査票についてにおきまして、一覧表でお示しをしております。

以上、ご報告申し上げます。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑、またはご意見はございませんでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。ご質疑、ご意見はないようですので、ここで、本件に関する報告は終了させていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これをもちまして、平成30年第10回教育委員会定例会を閉会させていただきます。